



# 鳥取県公報

令和4年12月27日(火)  
第9461号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業計画の決定(609) (農地・水保全課) . . . . . 2
	手数料の収納事務の委託(4件) (610~613) (会計指導課) . . . . . 2
◇ 公安告示	鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則による電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等(11) (警務課) . . . . . 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施(鳥取県立中央病院) . . . . . 4
	随意契約の相手方の決定(〃) . . . . . 7

# 告 示

## 鳥取県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 瀬戸谷池地区 ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和4年12月27日から令和5年1月16日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

## 鳥取県告示第610号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ごうぎんクレジット 鳥根県松江市白濁本町23

2 指定年月日

令和5年1月1日

3 納付事務を行う歳入等

県庁本庁舎、各総合事務所並びに鳥取県内の警察署（黒坂警察署溝口幹部派出所を含む。）及び運転免許センターに設置する手数料等の収納窓口においてクレジットカード及び電子マネーを利用して納付する手数料及び県税

## 鳥取県告示第611号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社とりぎんカードサービス 鳥取市扇町9-2

2 指定年月日

令和5年1月1日

3 納付事務を行う歳入等

(1) 県庁本庁舎、各総合事務所並びに鳥取県内の警察署（黒坂警察署溝口幹部派出所を含む。）及び運転免許センターに設置する手数料等の収納窓口においてクレジットカード及び電子マネーを利用して納付する手数料及び県税

- (2) 鳥取県立博物館においてクレジットカード及び電子マネーを利用して納付する入館料
- (3) 鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園においてクレジットカード及び電子マネーを利用して納付する診療報酬及び診断書その他の文書の交付に係る手数料

**鳥取県告示第612号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
三井住友カード株式会社 大阪府大阪市中央区今橋四丁目5-15
- 2 指定年月日  
令和5年1月1日
- 3 納付事務を行う歳入等  
県庁本庁舎、各総合事務所並びに鳥取県内の警察署（黒坂警察署溝口幹部派出所を含む。）及び運転免許センターに設置する手数料等の収納窓口においてクレジットカード及び電子マネーを利用して納付する手数料及び県税

**鳥取県告示第613号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
トヨタファイナンス株式会社 愛知県名古屋市西区牛島町6-1
- 2 指定年月日  
令和5年1月1日
- 3 納付事務を行う歳入等
  - (1) 鳥取県立博物館においてクレジットカード及び電子マネーを利用して納付する入館料
  - (2) 鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園においてクレジットカード及び電子マネーを利用して納付する診療報酬及び診断書その他の文書の交付に係る手数料

## 公 安 委 員 会 告 示

**鳥取県公安委員会告示第11号**

鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年鳥取県公安委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法により行わせ、又は行うこととする申請等及び処分通知等を次のとおり定めたので、告示する。

令和4年12月27日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

法令	条項	申請等及び処分通知等の内容	開始日
警備業法（昭和47年法律第117号）	第9条	営業所の届出等（警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうと	令和5年1月4日

		するときの届出に限る。)	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)	第8条第1項	申請書記載事項の変更の届出	”
道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)	第8条の5第1項	制限外牽引許可の申請	”

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年12月27日

鳥取県立中央病院長 廣 岡 保 明

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び予定数量

鳥取県立中央病院で使用する電気の供給

予定使用電力量(供給期間総計) 33,159,448キロワット時(32か月分)

内訳 令和5年度 12,763,560キロワット時(12か月分)

令和6年度 12,763,560キロワット時(12か月分)

令和7年度 7,632,328キロワット時(8か月分)

なお、予定使用電力量は、令和3年12月から令和4年11月までの各月の使用実績から算出した各月当たりの予定使用電力量を、令和5年度及び令和6年度にあつては4月から3月までの1年間分の合計を算出し、令和7年度にあつては4月から11月までの8か月分の合計を算出し、これらを合計したものであり、天候等により変動することがある。

#### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

#### (3) 供給期間

令和5年4月1日から令和7年11月30日までとする。ただし、令和5年度以降において、この公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

#### (4) 供給場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

#### (5) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額(以下「入札金額」という。)は、契約申込金額(課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額とする。)とし、併せて、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

また、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれ

に類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年1月10日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 令和4年12月27日（火）から令和5年2月16日（木）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 令和4年12月27日（火）から令和5年2月16日（木）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 令和5年2月1日（水）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 令和5年2月1日（水）において、鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加資格の要件を満たしている者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課施設管理担当（本館7階）

電話 0857-26-2271（内線2766）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和4年12月27日（火）から令和5年2月13日（月）までの間に鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び交付時間

令和4年12月27日（火）から令和5年2月13日（月）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

#### イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和5年2月16日（木）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月15日（水）午後5時までとする。

#### イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院第1会議室（本館7階）

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、郵便等による入札を行った者の立会いは不要とする。

#### (6) 入札結果の通知

入札結果については、令和5年2月16日（木）に入札参加者に通知する。

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称及び入札者名を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に令和5年2月2日（木）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の令和5年度分に相当する金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として仕様書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の年間合計金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の可否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Chuou Hospital building 33,159,448 kWh
- (2) Delivery period : From 1 April, 2023 through 30 November, 2025
- (3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 2 February, 2023
- (5) Date and Time for the submission of tenders : 10:00 AM 16 February, 2023  
Date and Time for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 15 February, 2023
- (6) Please contact : Tottori Prefectural Chuou Hospital Secretariat General Affairs Division  
730 Edu Tottori-shi, 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271

-----  
随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年12月27日

鳥取県営病院事業管理者 広 瀬 龍 一

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取県立中央病院シミュレーションセンタートレーニング機器 一式                           |
| 2 契約方式             | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和4年12月15日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | ティーエスアルフレッサ株式会社鳥取支店<br>鳥取市千代水一丁目1-6                       |
| 5 契約金額             | 48,994,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                             |
| 6 随意契約による理由        | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局経営戦略課<br>鳥取市江津730                              |